

令和7年度

<県立 全日・定時・通信制 概要版>

神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）
家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となった世帯が対象

1 申請できる方 次の要件のすべてを満たすことが必要です。

(1) 家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込が住民税所得割非課税相当になったと認められること。

<住民税所得割非課税に相当する年収見込> 9名扶養以上のお問合せください。

扶養人数	0名扶養	1名扶養	1名扶養 ※ひとり親世帯	2名扶養	3名扶養
①個人事業者	450,000円以下	1,120,000円以下	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下
②給与所得者	1,000,000円未満	1,704,000円未満	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満
扶養人数	4名扶養	5名扶養	6名扶養	7名扶養	8名扶養
①個人事業者	2,170,000円以下	2,520,000円以下	2,870,000円以下	3,220,000円以下	3,570,000円以下
②給与所得者	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満	4,576,000円未満	5,016,000円未満

- 保護者が複数いる場合は、それぞれの保護者について年収見込を確認してください。
- 個人事業者は、家計急変後の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者は、家計急変後の年収見込（通勤手当を除く給与収入）が②に該当すること。
- 保護者全員の令和7年度の住民税の所得割が非課税である世帯、又は令和7年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、通常給付でご申請ください。

(2) 保護者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(3) 対象となる高校生等が認定基準日に高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等に生活保護（生業扶助）が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

◆ 認定基準日

- ・ 令和7年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和7年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和7年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

2 申請期限 令和7年12月15日（月） ※審査がありますので、お早めにご申請下さい。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。
問合せ先: 神奈川県立厚木北高等学校 事務室 電話 046-241-8001(案内4)

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）対象者及び給付額確認シート

認定基準日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？	
はい	いいえ
都道府県ごとに制度が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。	
認定基準日現在、高校生等は学校に在籍していますか？	
はい	いいえ
該当しません。	
認定基準日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？	
はい	いいえ
保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？	
はい	いいえ
家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となりましたか？	
はい	いいえ
該当しません。	
高校生等が認定基準日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異なります。	
（国公立）	
・全日制：143,700円	
・定時制：143,700円	
・通信制：50,500円	
（私立）	
・全日制：152,000円	
・定時制：152,000円	
・通信制：52,100円	

家計急変世帯に該当しませんが、通常給付の申請が可能※です。

※生活保護世帯は、令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている場合に限りです

◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額となりますので、上記の単価とは異なります。